

○山井委員 民主党の山井和則です。

これから一時間にわたって、安倍総理を中心に、格差国会ということで、格差論議の第一弾をさせていただきたいと思います。

まずその前に、先ほど自民党委員からの質問の中で我が党の代表のことが触れられました。政治資金規正法に基づききちんと報告、公表されて、さらに、詳細を明らかにする旨先日の本会議でも明言している件について、何か違法なことでもあったかのような発言をされたことは甚だ遺憾であります。

政治資金規正法は、その第十二条第一項第三号において、「有する資産等」として、明確に「土地」「建物」「地上権」「土地の貸借権」を列記しております。

そこで、総務大臣にお伺いします。不動産の取得は規正法で認められていますよね。

○菅国務大臣 認められております。

○山井委員 認められているということでもあります。

我々民主党は、事務所費について国民に隠し立てしているとの不信を与えることのないよう、用途のはっきりしていない多額の事務所費の詳細を公表すべきと考えています。この点については、来週の十三日の質疑で同僚議員から、該当する、用途のはっきりしない多額の事務所費を計上しているここにおられる大臣の見解を伺い、議論をしたいと思います。

さて、この国会は格差国会であります。民主党は、そのため、格差是正緊急措置法案を今つくっております。私はその策定チームの事務局長をしておりますが、本当の格差是正ができるのは民主党なのか与党なのか、競い合おうではありませんか。

今や労働者の三分の一の千数百万人が非正規労働者、働いても生活保護以下の生活しかできないワーキングプアと言われる方々が約四百万人。格差是正は待ったなしであります。

安倍総理も最低賃金引き上げをおっしゃっておられますが、具体的に一円なのか十円なのか百円なのかはさっぱりわかりません。私たちは、全国平均で時給千円を目指して、その趣旨を書き込んだ法案を現在つくっております。アメリカでも最低賃金は時給五ドルから七ドルに引き上げることが決まり、今や、先進国で日本の最低賃金は最低になりつつあります。

また、短時間労働者、つまりパート労働法についても、政府もパート労働者の支援と言っていますが、現在の政府案の差別禁止は、千二百七十万人のパート労働者のうちほんの数%しか対象にならず、ほとんどのパート労働者は差別禁止の対象にならず、逆に、大部分のパート労働者への差別を容認しかねないパート差別法ではないかという批判すら出ております。

一方、民主党が策定している格差是正緊急措置法案では、すべてのパート、短時間労働者に対する差別を禁止するパート労働法改正を盛り込んでいます。政府のようにかけ声やスローガンだけではなく、民主党は具体的な実効性のある法案をつくっております。どちらが本当に格差是正、非正規労働者やフリーター、ワーキングプアの方々を支援する実効性のある法案なのか、勝負しようではありませんか。

さて、そんな中で、最初に、改めて柳澤大臣に要望したいことがあります。

それは、枝野議員から一昨日要望がありましたキャノンの件であります。枝野議員は、偽装請負でたびたび厚生労働省の指導を受けているというキャノンの新聞報道を取り上げました。そのような違法行為でたびたび国の指導を受けている企業のトップが、政府の基本政策を決める経済財政諮問会議の中心メンバーであるということはいかがでしょうか。この点について、厚生労働省には、キャノンへの指導内容を公表し、この委員会に提出していただきたいと思います。柳澤大臣の答弁をお願いいたします。

○柳澤国務大臣 結論的に申しますと、個別の、今御指摘の企業名を挙げての現在の労働行政の執行の状況を申し上げるわけにはまいらないということです。

ただ、一般的に申し上げまして、労働者派遣法の法令違反が起こった場合にどうするかということをお知らせしますと、各労働局におきましては、まず是正指導を行い、違法状態の解消を図っているところでございます。

また、派遣先につきましては、労働者派遣法において、このような是正指導を行ってもなお違反している場合には勧告が行われる、それで、この勧告に従わなかった場合には公表できる。こういうように、公表そのものが法制度の中で一種のペナルティーとしてしっかり法定化されているということでございますので、ただいま私が冒頭に申し上げたことのとおりとなるわけでございます。

○山井委員 これは、一般の会社ではなく、経済財政諮問会議のメンバーという政府の一員、公職であるわけですから、当然公表すべきと考えます。

それで、またこれも枝野議員が一昨日要望した件ですが、キャノンの御手洗会長も、恐らくこの件について御意見、自分の御見解をお持ちでしょうから、この予算委員会に参考人としてお越しいただき、お話をお聞きしてはどうかと思います。再度、委員長にお願い申し上げます。

○金子委員長 理事会で協議をいたします。

○山井委員 さて、本題に入ります。

今の安倍内閣の格差拡大社会で最も御苦労されている、一番しわ寄せを受けておられるのが、障害者や障害のあるお子さんたちではないでしょうか。民主党が現在作成している格差緊急是正法案には、格差拡大の深刻な例としてこの障害者の問題を盛り込んでおり、去る一月三十一日に、議員立法として障害者自立支援法の改正法案も提出をいたしました。これは、定率一割負担、障害が重いほど自己負担が重くなるという天下の悪法、この部分を凍結するというのを盛り込んで、昨年までの措置費、支援費制度に自己負担を戻す、そういう内容をメインとしております。

そこで、以下、今の障害者や障害のあるお子さんたちが置かれている状況について、基本的な質問をこれから安倍総理に行わせていただきます。安倍総理も、以前、自民党の社会部会長であり、このような福祉の問題の御専門とお聞きしておりますので、基本的なお考えをお聞かせいただければ幸いです。

まず、障害者自立支援法について、一つだけパネルをまず最初にお見せして、簡単に御説明をしたいと思います。

今問題になっていることが大きく四点あります。

一つは、定率一割負担、応益負担というものを導入したということで、大幅に自己負担がアップしたということとあります。

二番目は、この法律によって、月割り制から日割り制というものに施設の報酬が変わりまして、その収入が大幅に減少して、そして施設職員の方々の給料やボーナスがカットされている。

それと三つ目は、障害者の方々の授産施設や作業所、そういう働きに行っても工賃、一カ月の給料をもらっている場でも、給料を例えば一万円もらっているにもかかわらず、そこに働きに行ったら逆に一万五千元とか二万五千元払わねばならない、そういう現状が今起こっております。

最後に、こういう負担を一番直撃を受けているのが障害のあるお子さんたちの療育、児童デイサービスにおいても原則一割の負担が入って問題になっているということです。

そこで、安倍総理にまずお伺いしたいと思います。安倍総理、スペシャルオリンピックスというのはお聞きになったことはございますでしょうか。名誉会長を細川佳代子さんがされているということで、障害者の方々のスポーツなんです、いかがでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 スペシャルオリンピックスというのは、これはパラリンピックとは違いまして、自閉症の方々とか知的障害の方々も含めて、そういう方々が参加をして、いわばメダルをとるという種類、タイプのスポーツではないわけでありまして、かなりこれは世界各国が注目をして、また参加をして、支援をしているわけでございます。これは、特にケネディ家が中心になってこの運動が始まった、このように承知をしております。

○山井委員 安倍総理、そのような取り組みをいかが思われますか。

○安倍内閣総理大臣 こうした取り組みは、障害を持ちながら、いわばチャレンジド、こう言われていますが、そういう中において、まさに目標を持って頑張っていこうという勇気を与える取り組みだろう、このように思います。

○山井委員 確かに、障害のある方々が新たな生きがいを持たれる、そういう勇気を持つというすばらしい取り

組みだということを安倍総理から御答弁いただきました。

この新聞記事を見ていただきたいと思います。昨年十月三十一日の朝日新聞でございます。

「自立支援法で生活費負担増 スペシャル五輪断念 知的障害者 長野の施設 参加費捻出できず」、長野県の知的障害者の施設浅間学園が、障害者自立支援法のあおりを受け、熊本県で開催されるスペシャルオリンピックスの国内大会出場を断念していたことがわかった。自立支援法で学園の生活費の自己負担がふえ、参加費用の捻出が難しくなったという。大会関係者によると、長野以外にも自立支援法が要因で出場を断念したケースがあるという。スペシャルオリンピックス日本の細川佳代子名誉会長は、「長野以外も（同様の理由で）出場を断念したケースがあると聞いている。私たちの活動目的は障害者の自立と社会参加応援。そのチャンスを阻まれるのは残念だ」と話しておられる。

この法律、名前は障害者自立支援法ですけれども、この一例を見ても、障害者の自立を阻害しているんじゃないですか。安倍総理、いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 私はその個別の例については詳しく承知をしておりませんし、また個別の例について質問の通告はございませんが、この障害者自立支援法につきましては、障害を持った方々もいわば引きこもらず、自宅とかそういうところに引きこもらざるを得ない状況から、社会や地域に出ていくように、そしてまた就労の機会、チャンスに恵まれるようにという目的でこの法律ができたわけでありまして、また、国の責任もこれは明確になっているわけでございます。

そういう中におきまして、負担の上限の設定、一割負担をお願いしているわけでありまして、みんなで支えていこうという精神のもとに一割の負担をお願いしているわけでありまして、負担の上限を設定するなど、また、障害が重い方の負担が過重なものにならないような仕組みをつくっているわけでありまして、さらに、現場の状況、皆様の声に耳を傾けながら、新たに、補正予算あるいは十九年度当初、そして二十年度の当初で千二百億円のさらなる予算を組んだところでございます。

○山井委員 いろいろ趣旨のすばらしさをおっしゃいました。障害のある方々が引きこもらないように、そしてまた就労ができるように、そういう趣旨は大賛成であります。しかし、おっしゃっておられる趣旨と実際起っていることが正反対ではありませんか。

この障害者自立支援法、やはり現場では非常に苦しんでおられます。そこで、障害者の方々、在宅で暮らしておられる方々がどういうふうな御不便になっているかということ、次、またグラフで見たいと思っております。

これは障害者団体がやった三百八十七名に対するアンケート調査であります。自立支援法で自己負担がふえた、それによってサービスが減った、どんなことになったか。三百八十七人中ですが、トイレに行く回数を減らした方十七人、お風呂に入る回数を減らした方二十四人、食事の回数を減らした方二十二人、外出を減らした方八十二人、その結果、体調を崩した方が一割以上の四十二人ということなんですね。

安倍総理、こういう現実に関して安倍総理はいかが思われますか。

○安倍内閣総理大臣 この後、厚生労働大臣から詳しく、今個別事例をいろいろと挙げておられますから、個別事例についても御説明をさせていただきたい、このように思うわけでありまして、法の施行後、毎年、この障害福祉サービスの予算につきましては一〇%以上の伸びを確保しております。また利用者数においても、前年度に比べて一〇%近くふえているのも事実であります。

障害福祉サービスは、全体としては着実に充実をしていると思います。そしてその上で、さらに、先ほど申し上げましたように、きめ細かな対応もしなければいけないということで、千二百億円の予算で特別の対策を講じたところでございまして、負担がより厳しいとされている通所の利用者や障害児世帯を中心にもう一段の負担軽減措置を行うことによって円滑な運用に努めていきたいと思っております。これは、まさに障害者の皆さんにとって、この仕組みをつくってよかったと思っただけのような運用に努めていかなければならないと考えています。

○山井委員 安倍総理にもう一問お伺いします。

安倍総理、今、障害者の方々にこの法律を入れてよかったと喜んでもらえるようにとおっしゃったわけですが、

みんな、もう本当に困っているわけです。

どういう声があるか。トイレに行くのにもお金がかかると。今までの支援費制度のときには、障害者年金しかない人は無料だったわけですね。トイレに行くのにもお金がかかる、食事をするのにもお金がかかる。生きていくための最低限の行為にすべてお金がかかるのはおかしいということを私の知り合いの障害者の方がおっしゃっておられますが、これについて、安倍総理、どう思われますか。

○柳澤国務大臣 実際に委員の今おっしゃられたようなことがどこで起こっていらっしゃるかということも……（山井委員「全国で起こっていますよ」と呼ぶ）いや、そういう意味ではなくて、入所の方々に起こっているのか、あるいは在宅の方々に起こっているのか、そういうこともやはりしっかりと指摘をしながら問題を我々に提起していただかないと、私どももイメージのしようがないわけでございます。

それで、私どもは、通所、在宅の方々にあれば、特にその方々に対して今回配慮する措置を講じたのでございまして、その後の状況なのか、あるいはその以前の状況なのかということも、非常に我々としては関心があるところでございます。

○山井委員 これは、特別対策でやっても、ここに厚生省の資料がありますが、現在が、通所の授産施設だったら、低所得者、無料で利用できた方が一万二千五百六十円になった。でも、これが低減になっても八千八百円にしかならないわけですね。

安倍総理に根本的なことをお伺いします。障害が重いほどたくさん自己負担をせねばならない、このような制度というものに関してどう思われますか、総理として。

○安倍内閣総理大臣 であるからこそ、我々は負担の上限を設定しているわけでありまして、軽減措置を図っている。そして、先ほど申し上げましたように、通所の方々にあるいは障害児を持たれている世帯の方々に對して、さらなる軽減措置を講じたわけでございます。

○山井委員 今、安倍総理、だからこそ軽減措置を図っていると言うならば、軽減措置を図る前に、そもそも、障害が重いほど自己負担が重くなるというこの定率一割負担の制度を導入しなかったらいいじゃないですか。

○安倍内閣総理大臣 この一割負担というのは、みんなでこの仕組みを支えていこうという基本理念において、障害者団体の方々とも話し合いを行いながらこれは導入したわけでありまして。多くの方々も、自分たちも一緒に負担していくんだ、そしてその中で当然……（発言する者あり）

○金子委員長 御静粛に願います。

○安倍内閣総理大臣 サービスを利用していく上において堂々と利用していくし、また、利用を提供するサービス側に対してもいろいろと意見も堂々と言える、こういうことでございました。

そしてまた、いわば障害が重い方、当然、その中で一割という率であればそういうことになっていくわけでありまして、介護保険制度も一割ということによりまして、これは介護が重くなっていく上において重たい仕組みになっていくわけでありまして、しかし、その中で当然、この障害者の方々に對しては、先ほども申し上げましたように、軽減措置を講じているところであります。

○山井委員 今、介護保険とのかかわりをおっしゃいましたが、若いときにしっかり働いて資産を形成する能力がある、そういう介護の問題と、もともと障害があつてなかなか就労のチャンスに恵まれないというケース、もっと言えば、障害のあるお子さん方、全く所得、収入が本人にはない、そういうケースというのは全く違うわけなんですね。

そこで、今、安倍総理からも、障害のある御家庭あるいはお子さんたちに関してはかなり配慮をしているという御発言がありましたので、お聞きしたいと思います。

実は、きょう、与党の議員の方々からも、この障害児の療育の問題、ぜひとも頑張らないとだめだという励ましをいただいたんですが、一歳半健診などで、生まれた赤ちゃんに障害があるということがわかったときのショックというのは非常に大きいわけですね。先日お目にかかったあるお母さんも、一カ月半の間毎日、ティッシュの箱がなくなるぐらい泣き続けたということをおっしゃっておられました。

そういう方々にとっての一番大切なサービスが、安倍総理、児童デイサービスや通所療育サービスと言われるものなんですね。週に何回か、あるいは毎日、その専門の施設に行つて、そこに行くことによってお母さんも、子

供がいろいろな障害で言うことを聞いてくれないともうパニックになってしまったりしている、それに対してどういうふうなかかわり方をしたらいいとか、そういうことが教えられたりするわけです。

安倍総理、こういう障害のある御世帯に対する療育サービスについていかが思われますか。安倍総理に感想を聞いているんです。いやいや、感想を聞いているんです。(発言する者あり)

○柳澤国務大臣 一割負担と先生はおっしゃいますけれども……(発言する者あり) いやいや、そうじゃなくて、上限というのは定額なんです。上限は定額ですから、スライドして、サービスの量にスライドして伸びていくというものではないんです。もう頭打ちになってしまう。その頭打ちの限度を四分の一にしたということでございますから、これは最大限でも九千三百円ということでございますので、通常の介護だったら三万七千二百円なのが今度は九千三百円になったということでございますので、そこはよく御理解を賜りたいと思います。

○山井委員 質問もしていないのに勝手に出てこないでください。

安倍総理、今の療育サービスについていかが思われますか。

○安倍内閣総理大臣 ただいま委員長が指名をされたから、厚生労働大臣が立ったわけでありまして。確かに私が手を挙げたわけでありまして、指名するのは委員長の権限ではないか、このように思うわけでございます。

それでは、お答えを申し上げます。

我々も、障害者の方たちに対して、障害者の方が大変な困難を抱えている中で頑張っておられる、それを支援していく、そういう思いがあるのは同じですよ、それは。その中で、みんなでそれを支えていく仕組みをつくって持続可能なものになっていく、そういう安心感の中で、そしてさらには、先ほど申し上げましたように、その中で就労したいという方々には就労を支援していく、当然のことであるわけでありまして、その支援を行っていく。あるいはまた、きめ細かな、先ほど大臣から答弁をいたしましたように、対応、軽減措置もとっていく、それは当然のことです。

その中でさらに、現場において新しい仕組みを導入するわけでありまして、いろいろなきしみが起こっているのであれば、これは我々もそうした声に耳を真摯に傾けながら対応したところでありまして、その中で我々は、緊急に補正予算の中にも含め、そしてまた十九年、二十年の当初予算も含めて千二百億円の予算を、対策を組んだわけでありまして。その中でも、特に通所の方々が厳しい状況にある、また、障害児を持っておられる世帯の方々が厳しい状況にある、そういう方々を中心に我々は対策を組んだわけでございます。

○山井委員 安倍総理、思いの問題と実際起こっていることとは違うんですね。それは、精いっぱい障害のある御家庭を応援したいという思いはわかりますよ。でも、私がきょう聞いているのは、実際、今やっつけられることは逆の結果になっていますよということなんです。

それで、実際、この障害者の療育や児童デイサービスでも、自己負担のアップによって利用抑制、何と九月、十月の二カ月だけで千六百人も障害のある御家庭がこのような児童デイサービスや療育サービスを完全にストップしたり、利用回数を減らしているわけですね。それで、今年度から、この四月から軽減をしたとしても、去年の十月よりは数倍高い自己負担を払わねばならないわけですよ、特別対策をした後でも。

実際、あるお母さんはおっしゃっていました。この療育サービスを受けていなかったらどうなっていましたかと言ったら、もう自分は子供と一緒に心中していたかもしれない、療育サービスに行くことによって、自分も同じ悩みを抱えてられるお母さん方と出会って本当に救われたと。また、あるお母さんはおっしゃっていました。ここでの療育サービスを受けて、だからこそ、やはり自分だけで我流でやっているのと、プロの方々のお世話を受けて指導を受けるのとで、全然違うみたいなんですね。もし療育施設に行かなかつたら、学校に上がってからまたいじめを受けていたんじゃないか、でも、それでも、かなり療育施設でサービスを受けて成長することができたという声もありました。

もっと言えば、将来の人生にもかかわるんですね。二歳から六歳の間は一番いい療育サービスを受けることが大切なんです。脳の発達もあります。体の発達もあります。本人にとっても家族にとっても一番大切なサービスが、この障害者自立支援法によって、サービスの利用が抑制あるいは中止に千六百人もなっている。実際、私の地元の調査では、その数倍じゃないかと言われているんですね。

だから、安倍総理が、自分たちも思いは一緒だ、頑張っているという答弁はそれで結構なんですけど、実際、逆の

結果が起こっていて、特別対策をやっても自己負担は去年よりも数倍になる、こういう現実について安倍総理はどう思われますか。

○安倍内閣総理大臣 まず私から答弁して、詳しくは厚生労働大臣から答弁しますが、先ほど申し上げましたように、利用率においては一〇%、これは向上しているわけでございます。

そしてまた、個別の例でいろいろと申し上げますが、この仕組みを導入した大きなねらいの一つは、障害を持っている人たちが家に引きこもらなくてもいい、社会にも出ていけるし、就労するチャンスをつかむことができるようにしていくという制度でございまして。

東京都の知的障害者の小規模通所授産施設におきましては、それまで、書類封筒詰め、ペン封入作業などを実施して、座位作業から立位作業への転換等、作業の効率化に努めた結果、平均の、均衡賃金約九万円を実現したという例もあるわけでございまして、そういう、うまくいっている例もあるわけでございます。

つまり、この制度を導入するまでは……（発言する者あり）

○金子委員長 御静粛に願います。

○安倍内閣総理大臣 このように、収入をある程度実現することができなかった方々が、収入を引き上げることに成功している事例もあるということも申し上げておきたいと思っております。

○山井委員 安倍総理、今、私は非常に大事なことをおっしゃったと思いますよ。全体としてサービス利用者はふえているんだと。でも、そうじゃないでしょう。全体が伸びることも大事ですけども、実際、その陰で、今まで利用していたのに利用できなくなった方がたくさんいるという、このことが問題なんじゃないですか。それでうまくいっているケースもあるとおっしゃいますが、政治というのは、うまくいっているケースよりも、逆にそういうセーフティーネットからこぼれている人に配慮をするのが本来の政治なんじゃないですか。

安倍総理、子どもの権利条約、これは一昨日も高井議員が質問をされました。一番根本的な理念ですので、読ませていただきたいと思っております。子どもの権利条約、九四年に日本も批准しております。第二十三条の三項で、障害を有する児童の特別な必要を認めて、与えられる援助は、父母または当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えるものとするとして書いてあるわけですね。これを批准しているんですよ。にもかかわらず、これだけ負担増をしている。やはり、こういう子どもの権利条約にのっとって、かなりお金のある方は払うのは結構でしょうけれども、財政的に厳しい方は無償にする、そういう方向性について、これは基本的な考え方ですから、安倍総理、いかが思われますか、こういう考え方。

○柳澤国務大臣 山井委員が障害者の問題について非常にいろいろの情報をお集めになられて、私、厚生労働委員会でいろいろなことを、情報をもたらしただいた、そういうことを踏まえて今回の特別措置を講じたのでございまして。それでございまして、そのことをぜひ理解していただいて、山井委員のように障害者の方々と非常に意思疎通がよくいっていらっしゃる方々だったら、この四月からはこうなるんだから、それでひとつお考えいただいたらどうですか、そういうことこそやっていただきたいと私は思いますよ。

いいですか。ですから、今度の、四分の一なんです。所得の少ない人は……（発言する者あり）

○金子委員長 御静粛に願います。

○柳澤国務大臣 一番低いんだったら三千七百元なんです。ですから、もう、一日当たり百何円というようなことで、できる限りの配慮をしている。それで、一番所得のある方でも、先ほど申し上げたように九千三百円ということに今度は引き下げていただきましたので、ぜひもう一度お考えいただいて、通所の方も入所の方も、特に通所の方、在宅の方が問題なんですけど、ぜひこの新しいスキームのもとで御利用をいただいて、そして、先ほどの、この制度の本来の趣旨をぜひ生かしていただきたい、このように思います。

○山井委員 これは特別対策をやっても、ここに厚生省の資料がありますが、低所得の方は、千何円だったのが五千円になる。五倍に高くなっているんですよ。それで、今、柳澤大臣、数千円だという話になりましたが、私は、その感覚、本当に御苦労されている方々の感覚とちょっとずれているんじゃないかと思っておりますよ。

ここに、障害児のお母さんからいただいた手紙があります。

九月までは九千三百円だったのが、十月以降は二万円になった。そして、ぜんそく予防に毎日薬を服用のため、かかりつけの小児科医へ週二回、障害がある子供のための歯の予防、治療、言語指導、摂食指導で障害者口腔セン

ターに毎月二、三回、眼科二カ月に一回、耳鼻科二カ月に一回、発達診断の病院に六カ月に一回、そして学習支援のコース、年に約十三万円もかかっている。子供にかかる家庭の出費が負担になることは明らかです。弱い立場の人からお金を巻き上げなくてもいいではありませんか。幼児からこのような不安があるのですから、成長するにつれ、もっと費用がかかるのかと思うと、この法案には憤りを感じざるを得ません。

私が言いたいのは、このような、自立支援法だけじゃないんですよ、お金がかかるのは。病院に行っても、そこに行く足代もかかる。そして、本当だったら、パートをして、その何千円か値上がりになったものを稼ぎたいけれども、障害のあるお子さんがおられたらパートにも行けないわけです。私が話を聞きたいと言っても、預かってくれる場所もないから国会にも来れないんですよ。そういう意味では、ただでさえそういう御苦勞をされている方々に、なぜさらに負担をかけるのか。もっと軽減をしようと言うべきところじゃないのかと私は思います。

それでは、安倍総理にお伺いをします。このような状況の中で、非常に残念な事件が起きました。昨年十二月六日に、琵琶湖のほとりで、障害のある娘さん二人とお父さんが無理心中をされたという事件が起きました。安倍総理、このことは御存じでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 報道等によって承知しております。

○山井委員 そして、その報道が、自立支援法の影響もあったと書かれていることについては御存じでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 私は、自立支援法とのかかわりについては、それは承知しておりません。

○山井委員 この記事を見てください。ここに書いてあります、「障害の娘二人負担重く」、滋賀県の「甲良の無理心中」「父「将来不安」と遺書」「のしかかる自立支援法」と。

でも、不思議ですね。この無理心中が報道されているのは、自立支援法の影響ではないかということでこの無理心中の事件は非常に残念ながら報道されているわけで、安倍総理が、この無理心中は知っていたけれども、自立支援法の影響があったかもしれないということは知らなかったというのは、非常に何か変な話のように思います。

それで、娘さんが、十歳、十四歳という障害のあるお子さんが養護学校に通っておられました。お父さんが四十歳。そして、自立支援法で、ヘルパーの利用がそれまで月千円だったのが六倍の約六千円に増加。そして、短期間娘さんを預かってもらう短期入所サービスが、千円だったのが、自立支援法によって二万円となりました。出費が痛いと言った職員にお父さんはこぼしておられたそうです。親子水入らずの時間は週末だけで、一緒に博物館にも行きました、娘もとてもうれしそうでしたと学校の連絡ノートに残っておりまして、お父さんがみずからお弁当をお子さんたちのためにつくる、非常に子煩悩な方だった。残念ながら三年前に奥さんが病死をされてしまわれていたということなんですね。

それで、十二月の初旬、「週末明けの月曜日。三人の遺体は、車の中で折り重なって見つかった。」と。そして、この問題について、やはりここに書いてありますように、「四月に施行された障害者自立支援法。過重な負担が父の背中にのしかかっていた。」というふうに報じられております。

つけ加えておきますが、これは滋賀県であります。滋賀県は、全国で最も軽減措置をやって、いろいろな措置をやって、まさに今回政府が発表された特別対策を先行してやっていたところでもあります。まさにこの滋賀県をある意味でまねて、今回特別対策をやったわけです。そういうところでもこういう事件が起こったわけなんですね。

安倍総理、聞きづらいことをお聞きしますが、この御家族にとって自立支援法というのはプラスに働いたと思われませんか、マイナスに働いたと思われませんか。

○安倍内閣総理大臣 それは前もって、個別の事例について質問されるのであれば、それを前もって通告していただかなければ、それについてどういう状況かということは、我々としてもその背景について調べさせていただかなければいけないから、これはわからないじゃないですか。(発言する者あり)

○金子委員長 お静かに願います。

○安倍内閣総理大臣 そして、先ほど申し上げましたように、この自立支援法というのは、もちろん、障害児を持っておられる方々については、厳しい状況があるということにかんがみて、特別対策を行いました。しかし、この障害者自立支援法においては、これによって、先ほど例として挙げましたように、工賃が上がっていった人もたくさんいるわけでありまして、それを実現した人もたくさんいるんですよ。

先ほど申し上げました例もありますが、それとはまた別に、大阪府の知的障害者の授産施設においては、それまで縫製作業等で月平均で大体三千円から一万円ぐらいの工賃だったものが五万円に上がった、これは洋菓子の製造販売に事業を転換して、その中で、この授産施設で働く障害者の方々の月平均の工賃が五万円を実現した、こういう例もたくさんあるわけでありましてよ。そういうことを我々は実現するためにこの障害者自立支援法を進めているということもどうか知っておいていただきたい、このように思います。

○山井委員 安倍総理の現状認識が現場と大きくかけ離れていることに私は驚きました。

今回の自立支援法で、工賃は下がっているんですね。実際、私の地元の施設でも、一万円だったのが七千円になりました。その理由は明らかです。ここに京都新聞の報道もありますが、全国的に障害者施設で年収が一割減、ここに、報道に出ております。こういうふうに大幅に減っているわけですよ。障害者施設の収入が減っているんですから、工賃も下がる方向に働くのはある意味で仕方がないことなんですよ。

それに対して安倍総理は、そういう一部の例外的な、本当に例外ですよ、自立支援法で工賃が上がったところというのは、そういうところを取り上げるということに関しては、私はやはり現状認識が大きく違うのではないかとこのように思います。

それで、今工賃のことをおっしゃいましたので、続いて安倍総理にお伺いします。

私の知り合いの、よく行く知的障害者の施設であります。そこでは、知的障害の方々もこういう織物をつくって、これはコースターであります。これは百六十円であります、こういうものを日々つくって、そして、週末やバザーやいろいろなお祭りには、毎週末のように、御両親や、主にお母さんですが、当事者の方々が出かけて、こういうものを売り歩いているわけなんですよ。それで一万円という工賃を得ているわけです。こういう障害のある方も、こういう可能な範囲で織物とかをやって、それで一万円を稼がれるということに関して、安倍総理、どう思われますか。

○柳澤国務大臣 そのような通所の共同作業所等で一生懸命、ある意味でこれは創造的な仕事という範疇のものだと思いますけれども、そうしたことを実にけなげにやっていらっしゃることは、私どももよく承知をいたしております。

そういうことで、むしろ、できるだけそれが、値段が高く売れるように私ども努めていかなくちゃいけない、このように考えます。

○山井委員 そういうものができるだけ高く売れるように努めると。

それで、この施設は一カ月の工賃が一万円だったわけですね。しかし、ここに厚生省の資料がありますが、今回の自立支援法で、そこから平均すると、食費も含めて一万二千五百円を徴収する。つまり、働きに行くと、それよりも自己負担の方が多くなったわけなんですよ。

安倍総理、これはやはり、働く場で、逆に働きに行ってお金がかかるということが就労の支援になると思われませんか。実際、今何が起きているかということ、今までは子供が働きに行ったら一万円を稼いできてくれた、ところが、この自立支援法が入ってからは逆にお金がかかる。そして、この特別対策をやってでも、この厚生省の資料にありますように、低所得者の場合は八千八百円、ほぼ工賃が消えるぐらい払わないとだめになってきているわけなんですよ。

だから、先ほどから安倍総理の答弁のキーワードは就労支援ということなんです、実際にはこの自立支援法で、特別対策をやったとしても、働きに行ったら、その半分か全額以上を逆に払わないとだめな制度にしてしまったわけなんですよ。これは、やはり障害者の労働意欲をそぐのではないかとこのように思います。

それで、安倍総理にお伺いしたいんですが、先ほどからいろいろな答弁をされていますが、実態をぜひ知っていただきたいのは、これは個別の話じゃないんです、全国の平均的な話をしているんです。三千万円、一つの施設で自立支援法以降赤字が出ました。そしてそれは、六年間、来る日も来る日も、お祭りやバザーや週末のいろいろなときに、御両親や当事者や、一番多いときにはボランティアの人が百人以上手伝って、地域を挙げて障害者の施設を応援しようということだめできた三千万円、六年間かかったお金が一年間で、自立支援法で、赤字になって消えてしまったんですよ。

安倍総理、私はやはり、普通の企業の収入減という話と、こういう、本当に地域や家族やボランティアが支えて



おられる施設というのは違うと思うんですよ。今回の特別対策で九割の保障をされるということですから、本当に涙と汗で稼がれた、そういうところの収入が自立支援法で減るといのは私はおかしいのではないかと思います。安倍総理、いかがですか。

○柳澤国務大臣 まず、工賃の点は、山井委員もよく御存じだと思うんですけども、これは、平均の一万五千円を上回るというような事態を避けようということで今回の特別措置を講じました。

それからまた、今いろいろおっしゃっていただいたんですが、収入が六万六千円まででしたら、資産をこの場合には調べさせていただきますけれども、五百万円以下であったらこれはゼロにするというようなことでございますので、今いろいろなケースをおっしゃられましたけれども、非常にきめ細かな措置が今回講じられております。

先ほどのことを申しますと、当初一万五千円を上限にすると言っていた、低所得者第一の階級についても、これを三千七百五十円にする、低所得者二については、二万四千六百円にするというのを六千五百円にするとか、あるいは、年間収入六百万円程度の方ですけども、三万七千二百円というのを九千三百円にするというようなことで、極めてきめ細かな措置を講じておりますので、この四月から新しい制度のもとで、ぜひこの制度を御活用いただいて、さらにまたいろいろ問題があれば、我々聞くにやぶさかでないとか、十分聞いて、この制度の定着を図ってまいりたい。山井委員も、この方向は悪くないとおっしゃった上での御議論をなさっているわけですから、ぜひそのような方向での御努力をお願いしたい、このように思います。

○安倍内閣総理大臣 私ども、今回の千二百億円の措置によりまして、今言われたような問題についても、収入保障を九割に引き上げたわけでございます。また、いわば工賃と利用料との関係におきましても、ただいま大臣から答弁をいたしましたように、平均工賃一万五千円を下回る場合には、それを超えないような措置をとったわけでありまして。今回も、おおむね年収の六百万円以下の方々については、すべて、平均の工賃一万五千円を下回る利用料にしているわけでございます。

こうしたきめ細かな配慮を行いながら、当初の目的である障害者の方々の、未来を見詰めて就労したいという方々の夢が実現するように、我々はこの制度をさらに、運用していきながら、また障害者の方々の声にも耳を傾けながら、障害者の方々にとっていい制度となるようにしていきたいと思っております。

○山井委員 過去一年半、この議論はし続けてきているんですよ。それで私たちが、野党が、こういう法案をやったら大変なことになりますよということを必死で訴えた。それを、強行採決したんじゃないですか、与党が。今聞いた答弁、一年前にも聞きましたよ、まずはやってみましょうと。その結果、何になりましたか。工賃を上回る利用料を払って、まさに安倍総理が、障害者が引きこもらないようにとおっしゃったのに、利用料が高いからと言って、どんどん今、引きこもる障害者がふえているじゃないですか。

残念ながら、私が聞いただけでも三組の御夫婦が、十月に自立支援法が障害児の療育サービスに導入されてから、離婚をされました。もちろん、その理由がすべて自立支援法にあったとは言いません。自己負担が九万円だったのが三万七千円に上がった、十月から。ではどうするんだと。今までからうまくいってなかった御夫婦だろうかとは思いますが、その中でそういう、障害のあるお子さんを育てる御家庭というのは、ただでさえ大変なんですよ、それは。そういうの方々に対して、この自立支援法はそういう方々の負担を軽減させる方向に行っているのか、それか、重くする方向に行っているのか、その根本的なことを私は聞いているんですよ。いろいろ軽減措置とおっしゃっているけれども、去年の十月は四月より上がっているじゃないですか。

そして、これは非常に重要なことがありますよ。所得に応じての応能負担から、応益負担、定率一割負担に変えたことによって、実は、ごく一部の高所得の方々だけは自立支援法で自己負担が減っているんですよ。そして、低所得の人ほど自己負担の倍率は高いんですよ。まさにこれが格差社会じゃないですか。

安倍総理、法律というのは一番困っているの方々を守るものじゃないですか。しかし今、一番困っておられるの方々に対して負担を与えていると思います。法律というのは人の命と暮らしを守るものです。にもかかわらず、逆に、法律の影響も一つじゃないかということで、こういう心中事件やあるいは離婚された家庭というのも出てきたという話も出ている。にもかかわらず、柳澤大臣は、一回やらせてくださいよ、そう言ってこの法律をやったんじゃないですか。そしてやってみて、一年で千二百億もつけないとだめになるような、まさにそれは欠陥法じゃない

ですか、完全な。どこにそんな法律があるんですか。

○安倍内閣総理大臣 しかし、委員はそのようにおっしゃいますけれども、先ほど申しあげましたように、利用者は一〇%はふえているわけでありまして。そしてまた、予算におきましても、障害者全体について一〇%ふやしていますし、自立支援に対しては一一%、我々は予算をふやしているわけでございます。

そして、さまざまな軽減措置をとっております。月額六万六千円までの収入の方は、定率負担をゼロにするということもしております。そしてまた、新たに食費等の負担をいただくことになる入所施設の方については、食費等の負担をしても少なくとも手元に二万五千円が残るように、負担を軽減しているわけでございます。

そしてまた、利用者負担につきましても、今回の千二百億円の施策によりまして、実際は一割負担ということになっておりましたが、居宅サービスでは四%、そして通所サービスは四%、入所サービスは五%、このように、一割ということではなくて、四%、四%、五%という負担になっておりますし、さらに、利用者負担については上限が設定をされておりますので、重度の方ほど負担率としては低くなる、こういう仕組みになっています。

○山井委員 民主党は、ですからこそ、そこまで軽減軽減とおっしゃるんだったらもとに戻せばいいじゃないですか、そういうことで法案を出しているわけです。

先ほどちょっと九万円から三万円と言ったみたいですが、間違いで、九千円から三万円に値上がりしたということなんです。

安倍総理の答弁で、私、一番気になるのは、トータルで人数がふえたからそれでいいじゃないか、そうじゃないんですよ。トータルの人数がふえようがどうしようが、この法律によってサービスを受けられなくなった人が数多く、数千人単位で出ているという、その現実を目を向けてほしいんです。

それで、時間の関係もありますので、最後にB型、C型肝炎のことに移りたいと思います。

先日、安倍総理は、係争中の中国残留孤児の方々、裁判で負けた方々に会われました。しかし、B型、C型肝炎の感染者の方々は三百九十万人。そしてこれは、B型肝炎に関しては、こういう注射針、皆さんも経験あると思いますが、昔は回し打ちでしたね、これによって感染したと言われるそういうB型肝炎の訴訟で、十七年かかって、ここに新聞報道もありますが、最高裁で勝訴したわけですね。にもかかわらず、まだ政府の幹部の方には一人も会ってもらえない。

そして、C型肝炎に関しては、ここにございますこのフィブリノゲンですね。アメリカでは、当時もう禁止をされていた。C型肝炎ウイルスが混入しているということで禁止をされていたこのフィブリノゲン、それを放置したということで、日本では訴訟が起こっておりまして、多くで国が負けております。しかし、国はまた上告をしております。

やはり、こういう、感染者は三百九十万人、そして、B型、C型トータルすればその中の半数ぐらいの方がそのうち肝硬変になって肝がんになるのではないかと、こういう切実な問題に対して、ぜひとも、安倍総理、お会いになって、やはり政治決着をやっていただきたいと思うんです。

二つまとめて質問をしますが、ぜひとも会っていただきたい、中国残留孤児の原告の方々にも会われたように。それとともに、ハンセン病の訴訟のときにも、小泉総理の政治決着で最後は収拾が図られました。やはり今回も、裁判をしている間に、原告の方や多くの患者の方々が肝硬変、肝がんになって亡くなっていかれるわけなんですね。一刻の猶予もないと思います。ぜひとも、治療費の助成を含んだ抜本的な救済策を講じて、そして、訴訟を長引かせるのではなくて、政治的な決断を安倍総理にお願いしたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 さまざまな事情によってB型肝炎、C型肝炎になられた方々の御苦勞は大変なものがある、このように思っております。またさらに、その肝炎が悪化した事態になったときの状況等に対して不安を持って日々生活をしておられる、こう思うわけでございます。その中におきまして、B型肝炎のケースまたはC型肝炎のケース、それぞれあるわけでございます。

現在、B型肝炎につきましては最高裁の判決が下された、このように承知をしているわけでございますが、この患者さんの皆様方の声をどのように私ども聞いていくか。総理として私が会うかどうかは、また係争中ということもあり、それは勘案をしなければならぬわけでありまして、そのことも踏まえ、そしてまたさらには、これはやはり政治的にも判断が必要であろう、このように思うわけでありまして、そうしたことを勘案しながら判断

してまいりたいと思います。

○山井委員 C型肝炎の東京地裁の判決は三月二十三日に出ます。これは、ほかのトンネルじん肺の訴訟もそうですが、上告、上告とやっていけば、結局やっているうちに、残念ながら、原告の方々や御病気の方々は、高齢ということもあって御病気で亡くなっていかれるんですね。裁判ばかりに任せるのであれば、立法府、政治というのは必要ないと思います。ぜひとも、三月二十三日をめぐりに、この肝炎の問題も政治決着をしていただきたいと思っております。

安倍総理、障害者自立支援法の問題ですが、先ほども言いましたように、こういう親子心中というような、そんなことも起こってきているわけです。これはどこの場所でお亡くなりになられたかということ、湖東三山、琵琶湖の東の湖東三山の、もみじの名所の西明寺というお寺の門前なんです。その車の中でしちりんをたいて、親子三人が一酸化炭素中毒で亡くなられた。なぜその場所であったかということ、その西明寺の前であれば、子供たちも天国に仏様によって導いてもらえるんじゃないかという最後の親心だったわけですね。

政治というのは、最も弱い人々を助けるのが政治ではないでしょうか。政治というのは弱い人たちのためにあると思います。にもかかわらず、安倍総理は、今回の参議院選挙の争点が憲法改正というようなこともおっしゃっておられる。しかし、きょうの御答弁を聞いてみても、一人一人の障害のあるお子さんや障害者がどれだけ苦しんでいるかという実態をお話ししても、工賃がふえているところがある、そして就労支援をしていると。安倍総理がおっしゃっているその答弁と実態は全然違うんですよ。安倍総理はこういう一般の庶民の痛み、生活というものが、やはりちょっとわかっておられないんじゃないかというふうに、私はきょうの答弁を感じました。

憲法改正とか、そういう大きな議論をする前に、日々、障害のあるお子さんたちを抱えた御家族は、本当にこの子の将来どうなるのだろうかということ、本当に必死に生きておられます。ここに障害者の施設のパンフレットもございますが、本当に一人一人の障害のあるお子さん方がこれから社会でどうやって生きていくのか。いじめに遭うんじゃないか、就職はできるのか。そして、親亡き後、子供はどうやったら生きていけるのか、そんなことで、日々の暮らしで苦しんでいるわけです。そして本当にお母さん方も、親子心中をしようか、そんな思いを持ちながら苦しんでいる。

そして、肝炎患者の方々も、この肝炎というのは、感染してから二十年、三十年たってから発病する、あした、あさって発病するんじゃないかという、そんな恐怖におびえながら暮らしておられる。そういう、一日一日苦しみながら生きておられる方々の声を、一番最優先で対応するのが本当の政治なのではないでしょうか。

○金子委員長 時間が参りましたので、簡潔に願います。

○山井委員 安倍総理、私は最後に申し上げたいと思います。

滋賀県の障害者福祉の開祖である糸賀一雄先生はこうおっしゃいました、障害児の方々のことについて。この子らを世の光にということをおっしゃいました。本当に美しい国というのは、障害のあるお子さんや障害のある人々も笑顔で暮らせる社会、それこそが本当に美しい国なのではないでしょうか。

きょうは、格差是正の第一弾で障害者のことや肝炎のことについて取り上げましたが、これからも格差是正についてしっかりと議論していきたいと思っております。

ありがとうございました。